

岩手県告示第295号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成30年岩手県告示第393号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成31年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 遠野市
- 2 実施した期間 平成30年5月7日から平成31年2月28日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）